

冷却用水処理剤の水産生物に対する利用技術評価に関する規程

令和6年7月23日 制定

令和6年7月1日 施行

(目的)

第1条 沿岸に立地する各種工場等において、付着生物を防除するための処置として、冷却用水に各種の薬剤等が添加された後、それが漁場に大量に排水されている現状がある。しかし、付着生物の防除を目的とした薬剤等の使用については、法律上の規制は見当たらない。

そこで、一般社団法人全国水産技術協会(以下「協会」という。)が、冷却用水に添加される各種の薬剤等について、その利用技術の評価し、これが普及することによって、漁場環境を維持しつつ、安全で安心な水産物の生産に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、付着生物を防除することを目的として、冷却用水に添加される各種の薬剤等(以下、「製品等」という。)の利用技術について、その生産・販売に関する権利を有する者から、利用技術評価の申請があった場合に適用する。

(適用対象)

第3条 利用技術評価の対象は、次のとおりとする。

- 2 冷却用水に製品等を添加した後の排水
- 3 冷却用水に製品等を添加した後に、その毒性を緩和する目的で中和処理等を施した後の排水
- 4 第2項あるいは第3項において、冷却用水に製品等を添加する装置・器具等

(評価申請)

第4条 製品等の利用技術の評価を希望する者は、「冷却用水処理剤の利用技術評価申請書」を会長に提出するとともに、評価申請料を納入しなければならない。

- 2 会長は、申請書を受理した場合には受理した旨を証する文書を交付する。
- 3 納入された申請料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(委員会)

第5条 会長は、製品等の利用技術について評価するため、各分野の専門家により構成する「冷却用水処理剤利用技術評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、製品等の利用技術の評価基準等について審議するとともに、申請のあった

製品等の利用技術を専門的立場から評価して認定するものとし、認定することが適当と認められた場合には、会長にその旨答申する。

- 3 会長は、委員会を構成する委員を指名し、文書をもって委嘱するものとする。
- 4 委員長は、会長が委員の中から指名するものとし、委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

(申請に必要な資料等)

第6条 製品等の利用技術の評価を受けようとする者は、製品等の魚介類に対する安全性、生産された魚介類等の食品としての安全性、製品等の有効性等を証する資料とともに、製品等の製造・品質管理体制等に関する資料を申請書に添付しなければならない。

(利用技術の登録)

第7条 会長は、委員会の評価を経て認定された製品等の利用技術を登録する。

- 2 会長は、申請者に対して製品等の利用技術として認定し、登録した旨を文書で通知するものとする。
- 3 会長は、登録された利用技術が海域で展開された後に、製品等に起因すると考えられる悪影響が魚介類等に発現した場合には、利用技術の登録を取り消すことができる。
- 4 前項の場合にあっては、第2項の規定を準用する。

(利用技術の普及状況等報告)

第8条 会長は製品等の利用技術が登録された日から起算して、6か月ごとに認定した利用技術の普及状況等に関する報告書の提出を求めることができる。

(利用技術登録の有効期間)

第9条 製品等の利用技術登録の有効期間は3年間とする。

- 2 製品等の利用技術の登録更新を希望する者は、有効期間が満了する前に登録更新を申請することができる。

(製品等の管理等)

第10条 製品等の利用技術が登録された者は、製品等の製造に係る管理、保存、販売等に関する記録を保存するものとする。

- 2 製品等に係る製造、管理、販売等に関しては、それを製造する者が一切の責任を負うものとする。
- 3 会長は必要と認める場合には、第1項の書類の提出を求めることができるものとする。

(資料等の保管)

第 11 条 協会は、申請者から提出のあった製品等の技術評価に係る申請書等を適切に保管しなければならない。

2 協会は、技術評価に係る申請書等を廃棄する場合には、事前に申請者の意見を聴取しなければならない。

(その他)

第 12 条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。